

昭和47年第5回宜野碇市議会（定例・臨時）会議録

9月30日（第8日目）

午前 11時 31分 開議
午後 2時 36分 散会

1. 出席議員（20名）

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	7番 宮 城 仁 彦
8番 又 吉 正 弘	9番 宮 里 敏 行
10番 比 嘉 守 盛	12番 崎 間 正 雄
13番 俣 原 憲 恒	14番 仲 村 善 恒
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉那福 行 昭	20番 伊 佐 謙 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古波 敬 裕 次郎

2. 欠席議員（ 名）

存し

3. 出席説明員

市長 崎 岡 義一郎	助 役 沢 山 安 一
収入役 武 屋 好 永	総務部長 伊 礼 徳 元
経済民生部長 多和田 真 一	建設部長 新 堀 信 洋
水道部長 仲 村 善 盛	消防長 大 城 仁 幸
教育長 知 念 波 吉	企画課長 武 島 繁
建設課長 辺 士 名 朝 敏	財政課長 玉 木 盛 一
市民税課長 古波 敬 借 三	資産課長 武 島 重 幸
市民課長 宮 城 清 光	社会課長 比 嘉 盛 光

第5回宜野湾市議会定例会行事日程表(第4号)

昭和47年9月30日(土)午前10時開会

- 日程第1 決案第3号 米軍基地への給水問題解決促進
方要請決案
- 日程第2 農業委員の推薦について
- 日程第3 議案第122号 宜野湾都市計画研究地区土地
区画整理施行条例
(建設委員長報告)
- 日程第4 議案第123号 負担付きの寄附を受けること
について (建設委員長報告)
- 日程第5 認定第2号 / 972年度宜野湾市水道事業会
計決算 (建設委員長報告)
- 日程第6 認定第3号 宜野湾市の市道認定について
(建設委員長報告)
- 日程第7 陳情第7号 沿岸漁業について陳情
(建設委員長報告)
- 日程第8 議案第125号 中頭地方視聴覚協同会の設置
について (経民委員長報告)
- 日程第9 議案第127号 昭和47年度宜野湾市愛ま
ん研習センター特別会計補正予算(第1号)
(経民委員長報告)

日程第10 陳情第6号 本土復帰に伴う待遇改善につ
いて陳情 (経民委員長報告)

日程第11 諮問第1号 屠宰場の変更の是非について
(経民委員長報告)

日程第12 議案第120号 宜野湾市特別職の職員で常
勤のもとの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例について
(総務委員長報告)

日程第13 議案第121号 宜野湾市特別職の職員で非
常勤のもの報酬及び費用弁償に關す
る条例の一部を改正する条例について
(総務委員長報告)

日程第14 議案第126号 昭和47年度宜野湾市一
般会計補正予算
(総務委員長報告)

日程第15 閉会中議決審査申出案
(総務委員長)

日程第16 閉会中議決審査申出案
(建設委員長)

議長

以下列第5回宜野湾市議会定例会第4日目の本会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布してあります議事日程表の通り進めて参ります。

(午前11時31分)

議長

日程第1. 決議案第3号米軍基地への給水問題解決促進方要請決議についてを工程いたしました。

一応本決議案を議事録に於いて朗読させていただきます。

議長

休憩いたします。(午前11時35分)

再開いたします。(午前11時40分)

議長

本案については質疑並びに討論を省略いたしました。表決に付したいと思っております。御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、質疑並びに討論を省略いたしました。表決に付します。

決議案第3号については原案の通り可決あることに御異議ございませんか。

(果議おしと呼ぶ)

議長

御果議ありおせぬので、本決議案については原案通り可決決定をいたしました。

議長

次は日程第2、農業委員の推薦についての上程をいたしました。

議長

推薦の方法については指名推薦の方法によりたいと思っておりますが、これに御果議ありおせぬか。

(果議おしと呼ぶ)

議長

御果議ありおせぬので推薦の方法については指名によることといたします。

お認めいたします。指名の方法については、議案において指名することには御果議おせぬか。

議長

御果議ありおせぬので、議案において指名することといたします。

農業委員会等に関する法律第1条第1項第2号の規定による議会推薦の委員5名は、委員に天久直雄君、宮城正光君、宮城仁政君、山本

朝保君、久和田真一君を農業委員に指名した
ことと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 告

御異議ありませんので、以上5名の方を農業委
員に指名推薦することに決定いたしました。

議 告

次日程の第3議案第122号 宜野湾市都市計
画野嵩地区土地区画整理施行条例、日程
第4議案第123号 負担附の寄附を受けらるること
について、日程第5 議案第2号 1992年度宜野湾市水
道事業会計決算、日程第6 議案第3号 宜野湾
市の市色認定について、日程第7 陳情第17号 港
岸漁業についての陳情、以上5案件について
22日の本会議におきまして建設常任委員会に審
査の付託をいたしました。審査が終了し報告書
が参っております。以上5案件を一括議題とし、
建設常任委員会の報告を求めます。

その前に理申者から議案の報告の内容について訂正
の申し入れをいただいたことありますので、よろしくお願いま
したします。

市 長

字句の削除をお願いしたいと思っております。
日程第5 議案第2号 1992年度宜野湾市水道事業会計
決算書の本年度前半期は、91年度の繰越事業の費

12
友名地内配水管工事が10月に完了。単独事業として年度当初に計画した宜野湾、我如古、真栄原地内の配水管改良工事は年度内に完了したが、公営住宅整備組合からの起債を計った野嵩及び我如古、真栄原地内の配水管改良工事は年度中途から計画し、全軍労ストによる軍用道路の占甲許可通達に付工事着工が遅れ、一部を翌年度に繰り起すことになったという字句の中の「全軍労ストによる」という字句を削除してもらいたい。これは、実際におきましては、35日間の全軍労ストが完了した。したがって、その一部には影響があったと思っております。組織をこの文書に残し、全軍労ストによるという字句は削除してほしいという意味でミスプリントとして削除してもらいたいとお願いを申し上げる訳でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長

休憩いたしました。(午前11時44分)

再開いたしました。(午前11時41分)

議 長

日程第3 議案第122号 宜野湾市都市計画野嵩地区土地区画整理事業施行条例について建設常任委員長の又吉正弘君に御報告をお願いいたします。

建設常任委員長

議案第122号 宜野湾市都市計画野嵩地区土地区画

整理事業施行条例に付しては、本建設委員会に付託されて審議を行なったその経過、その結果について御報告を申し上げたいと思っております。

本案件の審議に付しては、関係部長、関係課長を呼び、意見を聴取した次第でございます。当施行地域におきましては、野苧の坊主又桑全部と、石原、平田原、野苧原、西門原、前原、石原の石原原の各一部を対象としております。この条例に付しては、本った第一地区に行なわれた都市計画事業の施行条例とやや似ておりまして、我々建設常任委員会といたしましてこの条例を早く施行し、早く早目にこの地域から都市計画事業を行なうべきであるという観点に立ちました。原案通り可決すべきことと決定しております。以上報告を終りまして、各議員の御質疑にお答えいたしたいと思っております。報告を終ります。

議 語

休憩いたしました。(午前11時48分)

再開いたしました。(午前11時49分)

建設常任委員表

議案第123号、負担附と寄附を受けることについて、この問題に付して建設委員会に付託されましたので、その審査の内容、その結果を御報告いたしたいと思っております。この案件は、松村組周辺でございます。これを整理して、地主組合が利用する内容、新垣盛吉、当山重政、奥田辰昭、以上御三君に付して負担附と寄附を付すことについて

でございませう。額におきましては18,479,000円でございます。以上、御報告いたしたいと思います。

栄認定第2号 1992年度直野湾市水道事業会計決算について建設常任委員会に付託されたので、その審査の内容、その結果について御報告いたします。その審査におきましては水道部長各関係課長をお呼びして審査した次第でございます。内容も、審査におきかたも、先程も訂正もございましたが、これは一部の道路占用許可の遅れに列せられ、工事の遅滞がなされたという理由でなされております。計数についても間違ございませんので、建設委員会といたしましては認定すべきものと決定しております。

認定第3号 直野湾市の市道認定についてでございます。この案件に對し建設常任委員会に付託されたので、その調査の経過、その結果について御報告いたします。

この市道認定におきかたも第二地区の道路でございます。当然市道に認定される個所でございませう。おいて1箇所は伊佐区の公民館に行き申道路でございます。この道路は部落の中心をなしてある道路でございます。又当然市道に認定すべきであるという結論を述べております。又1箇所は、若天間1区の官前通りでございます。この場所は前から問題がございまして、幅員が小さいといわれて、今年

で市道認定が行われておいたのでございすが、
このため地元の方から自治会長を通して
幅員を大きくするからせよ認定してもらいたいとい
う要望があり、その各地主の承諾委員会も答
つており、我々委員会としても認定すべきもの
と結論をいたし、可なり認定第3号、宜野湾
市の市道認定についての案件は認定すべきもの
として決定しております。

陳情第7号 沿岸漁業についての陳情でござ
います。この漁業というふうになっておりますが陳
情者の代表をお呼びして内容をお聞きいたしま
したところ、沿岸漁業の根拠地、いわゆる船の
たまり場、その根拠地をつくらせてもらいたいとい
う内容でございまして、我々建設委員会としても
現在宜野湾市におきまして埋立工事が進めら
れております。その一環として港湾をつくら
せたいという計画がございすれば、その埋立と計
画をともなうという施工の準備は必要かとい
うことで埋め立ての場合もそれをたてる場合も、そのい
うことも勘案して計画を進めて参りたいという意味
で本陳情に答へて採択すべきものと決定
しております。

以上、5案件につきまして審査の過程と経過に
ついて御報告を終ります。後は御質疑にお答へ
したいと思っております。

議 長

以上、委員長から報告が終了した5案件に付
き御質疑を許し奉る。

19 番

2点ほどお聞かせしたいと思っております。認定3号の市道認定についてであります。伊佐の200号です。これは端々農商店から公民館までと本員は考えておりますが、向こうで済ませ、行をづりになっております。(聴取不能) 意見はございませでしたか。

建設常任委員会

その問題につきましては、建設委員会としても現場も見ついております。そこで、通り抜けが最終的には好ましいでございしますが、現時点においては家が建つてどうしても道路ができませんので、現時点においては(聴取不能)

19 番

格条のことに関係の方々は話しておりましたか。

建設常任委員会

審査の段階ではそういうことはありませんでした。

19 番

これは本員としてはどうもかいてあるわけですが、通り抜けでよろしくあれば効率的な道路形成に存すると思っております。そういうことで本員は考えております。

それと、もう1点です。沿岸漁業についての陳情です。今の報告の中では埋立と港湾関係の

らの港湾を利用していたことと了解して
いる訳ですが、陳情者は。

建設常任委員長

この計画もある。その際にては、実際は陳
情者の内容をじっくりつくってもらったという当初
の陳情のようでありました。しかし、宜野湾市の場合
には埋立がはかばかしてあり、どうも埋立事業の中に
この計画もおりこんであります。すべてであるが、この
説明をもつていた訳です。

19 着

皆さんはどのように説明した訳ですか。

建設常任委員長

はい。

19 着

陳情者は了解してはいる訳ですか。

建設常任委員長

従々としては、このように受け付けてはありますが、
この意味で採択してはおりません。

19 着

はい、終了です。

議 長

・18時に質疑は終了です。おはりの質疑を打

申し上げたいと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、質疑を打ち切ることにいたします。あわせて委員長の報告も終了です。

議長

休憩いたします。(午後0時00分)

再開いたします。(午後0時00分)

議長

議案第122号、宜野湾都市計画野嵩地区土地
区画整理事業施行条例についての討論を求めます。

議長

討論がなければ省略いたしますと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、本案に対する討論を省略いたします。

議案第122号、宜野湾都市計画野嵩地区土地
区画整理事業施行条例につきましては、原案通
り決まることに御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

御異議ありませんので、委員長の報告通り、原

案画可決打込に決定をいたし可。

議長

日程第4議案第123号 負担附2の寄附を受け
けることについての討論を求め可。

議長

討論も行わなくては可ので、省略をいたし
可と思ふが、御異議ござら可。

議長

御異議あり可ので、討論を省略をいたし
可して議決に付し可。

議案第123号 負担附2の寄附を受けける
ことについてを議決に付し可。

委員会の報告通り 原案の通り決打込に御異
議あり可。

(異議なし可)

議長

御異議あり可ので、委員会報告通り決
定をいたし可。

議長

次、議案第2号 1972年度宜野湾市水道事業会
計決算について討論を求め可。

議 長

討論を省略したいと思いますが、御異議
ございませんか。

議 長

御異議ありませんので、討論を省略いたし
て着実に付します。

認定第2号 1992年度直野湾市水道事業会計決算
についてありますが、認定するに御異議ござ
いせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

御異議ありませんので、認定するに決定
いたしました。

議 長

認定第3号 直野湾市の水道認定について討論
を求めますが、

議 長

討論を省略したいと思いますが、御異議
ございませんか。

議 長

御異議ありませんので、討論を省略いたし
て着実に付します。

認定第3号 直野湾市の水道認定について着
実に付します。認定するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 答

御異議ありませんので、左様決定いたします。

議 長

陳情第7号 沿岸漁業についての陳情に対して討論を求めます。

議 答

討論を希望いたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

議 長

御異議ありませんので、討論を希望いたしましたとして決定いたします。

陳情第7号 沿岸漁業についての陳情を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 答

御異議ございませんので、採択することに決定いたします。

議 答

日程の第8、議案第125号 中頭地方視覚協会の設置について、日程の第9、議案第127号 昭和41年度直野湾市養鰻研究費の特別会計補

正午 日程の第10. 陳情第5号. 本土復帰に伴う待遇改善についての陳情. 日程第11. 諮問第1号. 屠畜場の収容の是非について. 以上4案件につきましては29日の本会議におきまして経済民生教育常任委員会に審査を付託してありましたが. 審査を終了いたしまして報告がなされております. 以上4案件に対する経済民生教育常任委員会の末久重雄君の御報告を付題いたしました.

経済民生教育常任委員長

本委員会に付託に付いた議案第125号. 議案第127号. 陳情第6号. 諮問第1号の審査の経過と内容について御報告申し上げます.

議案第125号中頭地方視聴覚協議会の設置については当局教育長並びに関係部課長. 市長. 助役等を招いて審査を行なった経過でございますが. 内容につきましては審査の経過において法的问题があるのではないかという点について検討いたしました. その規則の中の職員の身分の問題で. 相当振り下げて検討いたしました結果. 職員につきましては. コザ市の職員を出向の形であるという点に付いて. 又. この規約の中につきましては. 地方課の指示に基づいて規約をつくるという点でございます. 本委員会としては原案可決することに決定いたしております.

次に議案第127号昭和47年度宜野湾市養鰻研究会の特別会計補正予算につきましては. 市長. 助役. 関係部課長の出席を求め. 現場も視察し. 一応審議を進めた結果. 原案通り

可決するものと決定してあります。
審査の内容につきましては、提案理由にありまう
に、痛鱈が発生したために収入欠陥におち
りまして、それに伴って減額予算でござります。
内容におきましては、資料その他管理運営費を非
常に多額に削減予算を組んでおる訳でありま
うが、右に我々が問題にいたしましたのは、予算の内
容が今後、運営の面におきまして相当押し下げ
検討した部でござります。予算の内容におきましては
一応、1款1項11月の銅料費でござります。この
面におきまして、非常に我々疑問に思いました。銅
料の消費量によって池の稼働がわかるという面
で非常にこの計画が狂っておりまして、大体計画
したのが9月までにおきまして600台を計画してお
るが、本当実際使用したのが190台というふう
にあり、この面におきまして我々実際過大評価
だと、或は死んだためにこうなったかという面
でござりますが、そうした場合に3億から4
億と変わった場合には、池におきましてこの
面がわかる数量しかおらぬと我々の考え
にあり、相当疑問をもち、当局に対してあらゆる資料
を要求いたしました。検討はいたしました。本日は
その説明はなされておりました。しかし、当局と
いたしましては、(聴取不能)したためにこれだけ
の程度は了解しておりますが、今後の問題として
現年度においてはある程度現年度からうねり
の売り上げでござりますが、来年度はどうか
かという点で、来年度の課題もござりますが、質疑は

した結果、米穀が意欲的なところがあり、十分
本年度においては処分する。或はやるといふや
うに転る転した結果、米穀年度において米穀
赤字を最小限度にしたいとめる自信があるかど
うかという面につき、本委員会として非常に疑
問を持っており、今後当局のやうな姿勢にお
いては、ある程度赤字を解消するにやむを得ない
で審査を行っており、一応、数学的には収
支の赤字を解消し、歳入欠陥に陥るという
誤りで済ませる可決してあり。

次に、陳情第6号、本土復帰に伴う待遇改
善についての陳情でござい。本陳情は一部
採択することに決定してあり、その一部採択
は陳情の1, 2, 6を除いて、その趣旨には賛成と
いうことでござい。1の失業対策事業の大幅
増額という点については、国庫補助に対し、
市町村が負担するということにござい。あく
までも市町村が大幅増額という点では、
国庫の補助に対し、市町村は負担するとい
うことに決まっております。それで、完全就業につ
いては、これは管理規則の25条に就業時間とし
て勤務費を払うという規定がござい。こ
の件については管理規則の違反にやむを得ない
ことで、この点も取りあげておられます。又、7月か
9月までの土曜日に限り半日就業にしたいとい
う。ただし、賃金は1日分を認めたいとい
うことについては、これも管理規則の25条に
違反するということにござい。しかし、これは22日
就業という点では、最低の生活を支えるというこ

でありまして、世に市町村長会及び議事会な
らんで高度の政治折衝で法の改正を以て
いかに行けばいかんか、この方は統一要求とい
形でこれを出したという事でございまして、市町村が
であるのは、3、4、5の分でございます。

3. につましては今、沖縄でもコサ市、泉志川市、
糸満、那覇あたりが期末手当を出している所
でございまして、宜野湾がまだ検討しないとい
う事で、従々審議の段階で世にこれは、15月25
日就労するものが、17日か18日か就労してない
という事でございまして、この最低の生活を保
証するには夏期手当と年末手当とでカバーしなけれ
ばいけないという事を申し上げました。次の12月の
定例会中では検討して出す方針だという事を
確言を得ております。

4. につましては作業服、雨靴、手袋等を支給し
てもらうという事につましては、雨靴、手袋、安全帽
の方は今日の補正予算で計上されておりますが、
作業服につましてはまだ問題がございまして、検
討されてない所でございますが、この面におきまして
前向きに検討する方に要望して、当局もこれを了
承してあります。

現場小屋の設置につましては、今度の補正予算
で計上されておりますので、以上の1、2、6を除いて
採択することに決定しております。

次、諮問第1号、畜畜場改築の是非について
でございますが、この面につましては当局が経
済民生部長、農林課長をお呼びして、一応着
査を進めました。沖縄県食用肉の1の施設を

が見て審査を進めた部であります。果から一応施設の改善報告が参りました。その施設のことにはつて、我々、沖繩畜肉センターを見て参りましたが、畜肉センターを今の施設で本当の基準に合致するようにできておられることではございまして、その資金が約4億3千万円かかっているからでございまして、市町村でやるにしても規模を10分の1にしても相当の経費がかかるといふことが、到底問題でございまして、現在の農場を改良してやるということに於いた場合には莫大の改善費用がかかると、又、運営の面におきましては常時職員をおかすといふこと、農場法の趣旨から考えますと、屠殺業者と販売業者が別個に存するというようなことではございまして、本市では到底改良してやるということでは、否として存することに決定いたしております。以上、審査の概要を御説明申し上げます。私の報告といたします。

議 語

4案件の委員会報告に対する質疑を許します。

8 着

養鰻研究センター特別会計補正予算についてお聞きしたいと思っております。先程委員会の方が説明しておられたが、手付金わかりましたので、補正予算に付して、今後種鰻を購入する外に増額をしておりました。しかしながら、又その飼料は逆に減額されている。非常に矛盾した方が予算

編成など、その真意が十分わかりませんので、説明
していただきたいと思います。

経済民生教育常任委員長

その件につきましては、我々も相当振り下げて
やった款でございすが、9月までの実際の予定が
600万を計画しておったのが、実際（聴取不能）
は700万、前年度の繰越があったのと、もう一つは
成費が大分減りました。これから使う用のものが主
体にあるので、その分の単価の差、そういうことで
大体1,194,000円の減額というふうにしてあるよう
であります。要は、飼料のやり方に57万円の
成長率をいかにおさめられるということ、我々
も振り下げてやった款でございすが、お納保
するまでの当分の管年は得られずして、一応は単
価の差、或は前年度からの繰越、欠乏のため
のためにおれだけ済ませたことというふうを説明以
外に返答は求められておりません。以上。

8 着

委員長の説明では57万と。（聴取不能）

農林課長

私から57万と補足いたします。飼料と種鰻
の購入でありましたけれども、飼料の内容を申し
上げますと、前年度繰越分が86億、それから9
月までの購入が。（聴取不能）

8 番

付い。1,194,000円の金付数にて何儀ぐらいのものですか。

農林課長

約450くらいだと思います。

8 番

約450。

(聴取不能)

農林課長

(聴取不能)

8 番

この資料の中に4月までにしらす貝購入してありませう。

農林課長

付い。

8 番

これは現在ありませう。

農林課長

現在ありませう。

8 番

(聴取不能)

農林課長

はい。

8 卷

現在までの課長の説明に列りますと、その減額は前年の飼料の繰越があったものだから。

農林課長

前年度の繰越分の資料も、前に死んだうなぎの問題、それがら来た。(聴取不能)。

8 卷

(聴取不能)

農林課長

(聴取不能)

8 卷

このことは当初の計画 (聴取不能)

農林課長

はい。委託料の件は前の議会で契約案件の問題がありました。これに伴って今、3人で8時間交代で3勤交代やってありますが、この3月のがいやって、来月の日から養鱈場に行き、事務所直直の家で住込みでやってもらうという事で月額委託金10万の契約であります。

8 着

直野湾市の養鰻は予算が出る位のことには問題にしておいた。実際今の経営方針でこの養鰻事業が成り立つ気が。

農林課長

9月以降の経営内容でどうお考えか。人件費関係はこれ以上削減できると、それでどうお考えか。今から(稼取不能)回転を早くする以外に方向はないと思っております。

8 着

私がお聞きしているのは、おやり甲斐が、どうもおぼろしくして、今までの経営からして実際に養鰻事業として(稼取不能)

市長

お答えいたします。去る28日の市が取り引れられております。北渡さんと大塚さんお会いいたしました。色々水の問題、今後の問題に付しまして相談した訳でございますが、養鰻というだけで二年は大体ゼロでも赤字である。初めから一二年で失敗したからやめる方がよい方がいふ。直野湾市の養鰻はどうですか。沖縄全体において殆ど素人なのに色々手遣いがある。今ではもうがってゐるわけはないだろうと。しかし、3年目、4年目からは間違ひが有るといふふうな専門家の話でありまして、又直野湾にかける養鰻においては種鰻を入れることには付しては、十分

責任をもって今後も同じような契約をやっていく
ということであります。私運も色々指導受けて、
又、その専門家も今後大丈夫だという指導
をもらって進めていきたいと思います。

8 番
(聴取不能)

この養蚕事業を行おう場合にも、いわゆる大井
川町養蚕太鼓判をおいて、絶対に伊佐川
においては水も豊富である。水質もいい。絶
対大丈夫と太鼓判をおいておられるというふ
うにして、そして二期目もそういうふうにして自信を
もっておられました。しかし、二期目に、しかし、1年2
年次も思いうろまにいかれた。おそれる3年以内
は、今の様な状態ならば心配される決算にお
りいせぬかというふうに考えております。そこで(聴
取不能)。そこで、今まで2年間やったこの経験
実績、そういうものを総合いたしました。実際市として
こういう事業は通しているかどうか、これを考えてい
たと思います。又、そういう当事者の立場から考えて、
又、いわゆる市費がおっけいする方に事業のめもれば二、三
年分どういふ事業でも赤字おからぬ。五年後
には黒字に出してやるという実際に自信をもつ
おられるのか。又、一応せりかけた仕事であるので、
(聴取不能)というふうなことではいかなると思
います。そういう意味で当事者としてこの事業のめ
のを市として長く続けたいと。自信もたす可
由、もつておられるかどうか。それについてお聞か
せ願いたいと思います。

市 費

おっしゃる通り、又今、2年次、3年目におきまして、実際のうちをというものは当初問題に合ったヨーロッパ産でござります。このヨーロッパ産のうちをというのに対しては本土で知られていない。本土で成功しているのを直野渡市が成功させるというのには、これは非常に問題が起りました。おっしゃる通りに出荷時点においては相当死骸を出してあります。これからはこのうちをが沖縄にかけ、通しているか通していないかということに対しては、今後入れていく果仔の成績に付つてからどれだけのパーセントがあるかというところが一つの問題であります。この本土産を育てた後において、このうちをが出荷する時点においては必ず程度判断がなされると思っております。

8 着

自信をもっておられますが、課長が今先（聴取不能）、今後は市長は各関係課長職員が經常に当たっては真意に合った計画とか、これは購入する場合同じものもあって、真利に思っていると思っております。2050に思っています。以上。

9 着

委員会の最終決定の日には教育委員会が決算の最終日でござりました。結局のところには欠席しておりましたので、一、二点お聞かせたいと思っております。只今、8着エトがござった種うけを早購入です。飼料は減に依ると、その差額

217
においては前日まで私が聞いた範囲内では種
う存を購入了らへ前ほどの飼料が
必要だったのが聞えられたら1,800,000とおっしゃ
つておられました。保今と畜主に対する説明
とこの違ひは何かどうか。

農林課長

保今と畜主に説明をせられたわけ。(聴取
不能)含めての説明であります。

Q 畜

私が聞いた... (聴取不能)

農林課長

これは翌日の委員会にて訂正しております。

Q 畜

訂正されました。

農林課長

これは私の(聴取不能)差額を申し上げて
来た。実質的には(聴取不能)

Q 畜

ではおと一点。畜査の~~経過~~^{過程}の中で、今資料と
も関係したしまして、皆ご自分池にいます
の量の面には担当部長も(聴取不能)
池にいますかという事は、これは言えませんが
これを御説明しておられる。どうなりました。こちらに

ありませう。皆さん方の出水に収入見込計というものが、
現在今までの成績の考へ方が約（聴取不能）
のひらきがあり、6ト100見込しておられお付けれども、
も、死に付けた約（聴取不能）に何となく感じ
ています。この6ト2に対して、皆さん方の今、池に
いる方が毎年毎年死んでおられます。この歳入欠
陥を生ずる。（聴取不能）

農林課長

お答をいたしたいと思っております。今、前のう存の繰
越金は元池の1号と3号、そのほか2番池の7号、
3番池の8号に回つて入っておりますけれども、私
達の推定として、大体2トくらい現在いると
いうふうに思っております。その中で今度の収入見込計
についてはその60パーセントをおさすとして、その20パー
セントの成長する分が今度の予算として、予算計上
はしております。

9 着

皆さん方がこちらに出されられた資料は7月から
12月まではこれは（聴取不能）じゃありませんか。

農林課長

現在2トしか。

9 着

とあります。12月まで、11月、12月の上げいであと
3倍にふえておられるんですか。

農林課長

予定でそういう考え方をしております。

Q 着

今年での実績から見るとどうなっていますか。

農林課長

大体...

Q 着

今、あなたが判断したもので、出荷した状態を見られた場合に。

農林課長

今、1号池、3号池にしておりますのが大体相当り、15キロくらいの匹数でありますので、それと、右が8号池の匹数が大体17~18キロの匹数でありますので... (聴取不能)

Q 着

私が非常に矛盾を感じますのは、委員会の説明の中では... (聴取不能)

農林課長

(聴取不能)

Q 着

(以下聴取不能)

養林課長

これは、検討はして通りですけれども、実際、理
策と前回の検討は100%のもの、理策との差があっ
たというところについては、大変勉強不足だったと思
うところがあります。

9 番

これは、大変失礼な事知れませんが、皆さん
方がおっしゃる通り、収入見込額というものは、ある日
まである前提としての資料にすぎません。私は
それを受取取りません。

予算の収入支出のバランスを取らなければ、その
資料をおっしゃる通り、おっしゃる通り、これは、
これは、おっしゃる通り、おっしゃる通りに、おっしゃる
完全に予算上の収入を見込んでいる、おっしゃる
通りです。皆さん方が養護事業そのものの自体が
これは、強制的採算性を取らなければならない、事業
という、これは、市域の方針がある市民に対して、普
及というところ、おっしゃる通り、おっしゃる通り、お
っしゃる通り、結果的には（聴取不能）おっしゃ
る通り、皆さん方が運営状況は、一時借入金
というところ、一般会計から、借入金をおっしゃる
ところ、結果は市民全体に対して、相当なマイナス
の影響を及ぼしているところ、おっしゃる通り、お
っしゃる通り、皆さん方が、その事業運営を、その
計画を、その時期に適用を、おっしゃる通り、お
っしゃる通り、おっしゃる通り、（聴取不能）これは
は、非常な、併進の問題を、おっしゃる通り、お
っしゃる通り、おっしゃる通り、おっしゃる通り、

答へに、現時の繰上金に
くわゆる一時借入金と一般会計金の繰上
金との区別、内訳を説明する。

経路説明

答へに、現時の繰上金に
は、現金主義の繰上金をいうが、企業会計
内訳をいうが、向題のある款にござります
けり。

9 番

私に説明をうけたら、現在高の繰
上金をいふ。

経路説明

繰上金をいふ。

9 番

繰上金の、繰上金を運営するに、私
が先を申しあげて、一般会計からの繰入金
と一時借入金とを区別する。

経路説明

は、現時の繰上金に、一般会計からの
繰入金が 21,350,000 円にござります。
一時借入金の繰上金は 13,725,000 円に
ござります。

経費削減

二中はふえいさい10773円

9 番

ふえいさい10773円

経費削減

初年度と次年度を比較すると大体同じ額を
とせられているけれども、7年度のあたりを見るときはふえい
さい10773円というふうになっている。

9 番

二中は英剣に市当局は参考文にふたつは
とせられている。今の状況を見れば増減に借
入中といふ一般会計からの繰入中といふ事業に抗
張し、意図のある事業をふたつは、とせ
借入金と繰入金は多くなっている事業規模
は減少している。とせられている。この経費
削減。

予算

10773円という通り過去24年かわらない。当初
のこの問題については出ている。或いは種
類がふたつは当然省さるから10773円
累積赤字が37710773円。1年、2年、3年赤字が
出ているからである。外のものを考へても
人に支払うものは、とせられる。10773円
は、とせられる。池に入ると、10773円以上は、とせられる。

合衆の予想は、人々の心も従来の
うらみがある。少くも70%は成戦とい
ふべきであろう。その問題を
どうにも気候的にも絶好の皆人からいわれる
過去1年2年のうらみは、養道に10日、色々の面
から考えれば、場合に従来の株の赤字を出すに
ては考えられぬ。その問題を、
なり赤字を少なくし、黒字を出す株の方向へ努力
していかねばと思つておられる。

9 番

これは、非常に皆人方は、経理上の高度の技
術を要する。数量からの説明は、一時借
入金の入りに。一般借入金は10万ドル越
える。これは当初の金に逆じだか下りる。
数量の席に結構です。

経理部長

そうです。

9 番

と仰る。養道事業のものは、債還の
は、一般金部からの繰入金に経営とい。その
数量から見た場合に、一般金部は養道事業の一
時借入金と債還の形になる。結果的に
は、そう言われる仕方がかと思つておられる。

これは、金に逆らうならば、よく110に皆人
方の養道事業の経営は、苦心惨怛の境
にあり得る。その数量を、見た場合に
じつ果は、養道事業のものは、おられる。というに、

経費のあり方についての問題です。これは
 三の甲身はそう思われる。
 10万円の一般合計から繰入れから繰入金
 に入っている。という事は市の税金から繰入れ
 が、この一時借入れの差額事業の赤字を償
 還している形になるという。これは単なる神田予
 算の11の問題に過ぎない。神田予算は二
 月14日を何とやらというところの
 数字しか知らぬ。このような事情を明し
 た場合に、私は総務の一端でもごまかす
 りかゝる。結算の場合にはおしなべて
 掘り下げた数字をいさいます。

議長
 外に質疑はありませんか。

議長
 この点は質疑を終り^{たい}と思っております。所要
 議ごまかす。議
 (要議は14035)

議長
 所要議ありせんか。質疑を終り、おし
 一季の報告を終ります。

議長
 議案第125号に打ちお討論を求めます。

議 長

討論のついでに省略したいと思っておりますが、重要議ごさいろせんか。
(要議のしるしが)

議 長

重要議ありろせんか。討論を省略したい
白人表決を付しらす。

議 長

議案第125号中頭地方祖聴覚協議会の設
置にかんして、案を通り承認するに重要議
ごさいろせんか。
(要議のしるしが)

議 長

重要議ありろせんか。案を通り承認する
に決意したいらう。

議 長

日程第9 議案第127号昭和47年度新
潟市養護施設センター特別合設神の千草に
対する討論を求めらう。

議 長

討論のついでに省略したいと思っておりますが、重要議ごさいろせんか。
(要議のしるしが)

議長

重要議ありおせんか。討論を省略して
可なり。表決に付しよす。

議長

議案第127号 昭和47年度佐野市養護
施設センター特別合訂神田平野を
原案通り可決するに付しよす。
せんか。

(要議なし)

議長

重要議ありおせんか。原案通り可決す
るに付しよす。

議長

陳情第6号 本土復帰に伴う
交通改善に付しよす。

議長

討論ありおせんか。省略して
可なり。重要議ありおせんか。

(要議なし)

議長

重要議ありおせんか。討論を省略して
可なり。表決に付しよす。

議長

陳情第6号 本土復帰に伴う待遇改善の
のいを表決に付しよす。

議長

原案の通り一部採択するに付 附議議ご
ざしよせんが。

(附議はしよせんが)

議長

附議議ありせんが、一部を採択する
に付 決意をいしよす。

議長

日程第11. 請向第1号 市庁舎の改築、是
種のついでに討論を求めしよす。

議長

討論はしよせんが、附議議ござしよせんが。
附議議はしよせんが。

(附議議はしよせんが)

議長

附議議ありせんが、討論を省略し
て、採決に付しよす。

請向第1号 市庁舎の改築、是種のついでに
否のいを合申すに付 附議議ござしよせんが。

(附議議はしよせんが)

議長

重要議カリヨルハ、西ヒイ答申ヲコセキ
決定セリケレド。

議長

日程第12議案第120号 富野済市特別職の
職員ニ帯勤ノものハ給与及ハ旅費ニ関スル条例ノ
一部ヲ改正スル条例ニ付。日程第13議案第
121号 富野済市特別職ノ職員ニ非常勤ノもの
報酬及ハ費用弁償ニ関スル条例ノ一部ヲ改正
スル条例ニ付。日程第14議案第126号 昭
和47年度富野済市一般会計補正予算ニ付。以
上3案件ハカクシテ、去ル9月22日ノ本会議
ニ付ス。総務常任委員合ハ方ニ審査ニ付託
シカリヨレド。審査ハ終リケレド、報告書
ガ未ダ付リヨ。以上3案件ニ一括議題トシ
総務常任委員長ノ報告ヲ求めヨ。

総務常任委員長

議案第120号 富野済市特別職ノ職員ニ帯勤
ノものハ給与及ハ旅費ニ関スル条例ノ一部ヲ改正
スル条例。議案第121号 富野済市特別職ノ職
員ニ非常勤ノものハ報酬及ハ費用弁償ニ関スル
条例ノ一部ヲ改正スル条例。議案第126号 昭
和47年度富野済市一般会計補正予算ニ付。以
上3案件ハカクシテ、去ル9月22日ノ本会議
ニ付シ。総務常任委員合ハ方ニ付託スルハ審議
セリヨレド。議案第120号ハ議案第121号ノ
ニ付シ。富野済市特別職ノ非常勤